

配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護・自立支援に関する計画
(第3次)

平成26年～30年度



京 都 府

基本的な考え方

配偶者等[※]からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としており、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、そのほとんどが外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況の改善に向けては、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組やDV家庭に育つ子どもへの専門的支援が必要であり、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

※配偶者等：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「配偶者」だけでなく、交際相手等も含みます。

計画の期間、進捗状況の検証・評価

平成26年度から平成30年度までの5年間（この期間中、必要に応じて見直しを行う）。
毎年度、取組の進捗状況等を検証・評価して、公表します。

改定の視点

- 1 暴力を許さない社会の実現
- 2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～危機介入から自立支援まで～
- 3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立
- 4 関係機関等との連携協力体制の推進

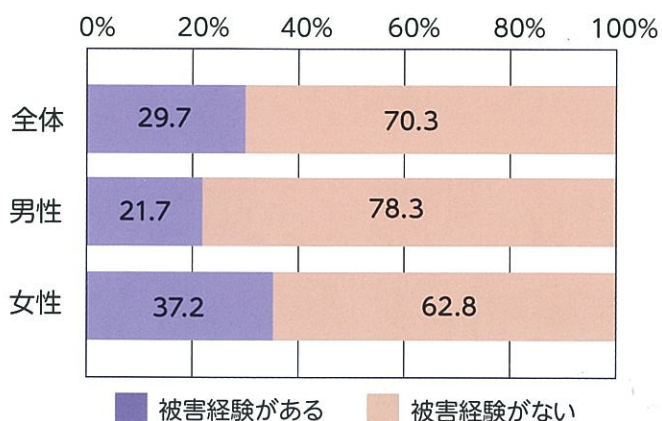
京都府内のDVの状況

※京都府「配偶者等からの暴力に関する調査」（平成25年3月）から

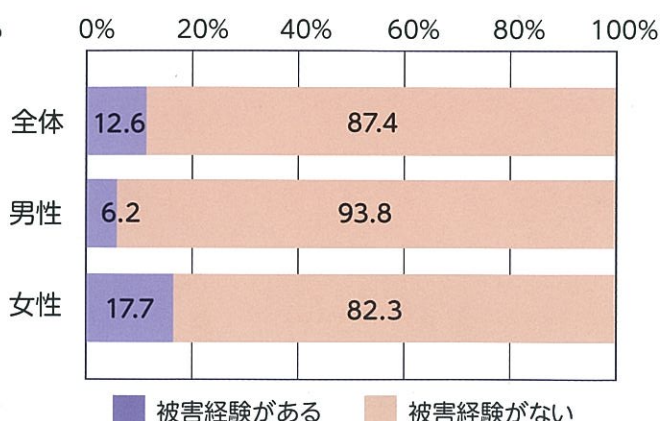
DVの被害経験等

■ DVの被害経験がある	女性 37.2%、男性 21.7%
■ 交際相手からの暴力（デートDV）の被害経験がある	女性 17.7%、男性 6.2%
■ 子どもにも暴力や虐待が及んだ	10.0%

配偶者等からの暴力の被害経験



10歳代・20歳代における交際相手からの暴力の被害経験



Ⅲ 計画の体系

基本目標

I DV被害に気づく環境づくり

重点目標 1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ① カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供（拡充）
- ② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）
- ④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）
- ⑤ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底

重点目標 2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

〈職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨〉

- ① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
- ④ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）【再掲】
- ⑤ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）【再掲】
- ⑥ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】
- ⑦ 通報の趣旨の周知

基本目標

II 暴力を許さない意識・環境づくり

重点目標 3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

〈年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ① 保育所・幼稚園、学校等あらゆる場において、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にする心を育む教育の実施
- ② あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施
- ③ デートDVに関する予防啓発の推進及び効果的な啓発手法の研究（拡充）
- ④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施（新規）
- ⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施（拡充）

〈加害者への対応〉

- ① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
- ② 加害者に気づき・変化を与える手法の検討
- ③ 男性相談窓口設置の検討（新規）
- ④ 加害への気づきを促す情報提供（新規）

〈市町村の取組への働きかけ〉

- ① DV基本計画策定の働きかけ及び支援

基本目標

Ⅲ

総合的な相談・保護体制の充実

重点目標 4 相談体制の充実・強化

〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築）（拡充）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援（拡充）
- ③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成（拡充）
- ④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施（新規）
- ⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ（新規）

〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ① DV相談支援センターや保健所の婦人相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施（新規）
- ② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施（新規）

〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ① 転居を伴う被害者への市町村間の連携による継続的支援の実施（新規）
- ② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実（新規）
- ③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備

重点目標 5 緊急保護の充実

- ① 被害者の状況に対応した一時保護委託先の確保（拡充）
- ② 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ③ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ④ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑤ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑥ 警察との連携によるストーカー被害者への支援（新規）

重点目標 6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

- ① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進（新規）
- ② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実（拡充）
- ③ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実（新規）
- ④ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ
- ⑤ 保育所・幼稚園、学校等における子どもの見守り・支援体制の充実（拡充）

重点目標 7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実並びに男性被害者への対応

〈外国人被害者への支援〉

- ① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実
- ② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援（新規）
- ③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成

〈障害のある人や高齢者の被害者への支援〉

- ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
- ② 障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実

〈男性被害者への支援〉

- ① 男性被害者支援のあり方の検討（新規）
- ② 男性相談窓口設置の検討（新規）【再掲】

基本目標

Ⅳ

自立のための継続的支援体制の 確立及び関係機関の連携強化

重点目標 8 支援策の充実・強化

- ① 一時保護から母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実（拡充）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援（新規）
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ（新規）
- ④ 段階的な社会的自立に向けた「ステップハウス」の効果的な活用（拡充）
- ⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実

重点目標 9 生活の安定と心身回復へのサポート

〈被害者の生活の安定と心のケア〉

- ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
- ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
- ③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実
- ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実

〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉

- ① 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用（拡充）
- ② 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実（新規）

重点目標 10 関係機関の連携強化

- ① 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実（拡充）
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化

基本目標

V

被害者の状況に応じた 支援体制の推進

重点目標 11 民間支援団体との連携・支援

- ① 民間シェルターの一時保護機能の充実・強化
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成（拡充）
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援

重点目標 12 都道府県間の広域連携体制の充実

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

重点目標 13 苦情処理体制の整備

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

DVの被害を受けたとき、どうしたか

■ 相談した場合の相談先	家族・親戚64.3%、友人・知人(59.3%)
■ どこにも相談しなかった	65.0%
■ 相談しなかった理由	
相談するほどのことではないと思った	66.5%
自分にも悪いところがあると思った	28.8%
相談しても無駄だと思った	20.8%

自分のまわりのDVに気づいたときの対応

■ DVの被害者が周囲にいる	21.8%
■ 被害者に気づいたときどうしたか	
加害者に暴力をやめるように話した	14.2%
被害者に相談先を紹介した人	10.3%
警察に通報した	1.8%
我慢するように話した	1.4%
何もしなかった	55.0%

主な相談機関

平成26年3月現在

相談機関	電話番号	開設日・時間
京都府家庭支援総合センター	DV相談専用電話 075-531-9910	電話相談・面接相談(要予約) 毎日 9:00 ~ 20:00 ※緊急の場合は24時間受付 面接相談 9:00 ~ 16:00
京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	DV相談専用電話 0774-43-9911	電話・面接相談(要予約) 月～金曜日 9:00 ~ 17:00 面接相談 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く)
京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	DV相談専用電話 0773-22-9911	電話・面接相談(要予約) 月～金曜日 9:00 ~ 17:00 面接相談 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く)
京都市DV相談支援センター	075-874-4971 (緊急ホットライン) 075-874-7051	電話・面接相談(要予約) 月～土曜日 9:00 ~ 17:15 (祝日・年末年始を除く)
京都府警察総合相談室 又は京都府内各警察署	075-414-0110 (短縮ダイヤル#9110)	月～金曜日 9:00 ~ 17:45 (祝日・年末年始を除く) (※緊急時は110番)
京都府男女共同参画センター (らら京都)	075-692-3437	電話・面接相談(要予約) 月火曜日 10:00 ~ 19:00 木金土曜日 10:00 ~ 18:00 (祝日・年末年始を除く)
京都市男女共同参画センター (ウィングス京都)	075-212-7830	電話・面接相談(要予約) 月木金土曜日 11:00 ~ 18:00 火曜日 11:00 ~ 19:30 (祝日・年末年始を除く)
京都市男性のためのDV電話相談	075-277-1326	第2・4火曜日 19:00 ~ 20:30 (祝日・年末年始を除く)
京都YWCA・APT ※外国人のための相談電話	075-451-6522	月曜日 13:00 ~ 16:00 木曜日 15:00 ~ 18:00 ※タイ語、フィリピン語、 英語、中国語による相談

京都府府民生活部男女共同参画課
健康福祉部家庭支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話 075-414-4291 FAX075-414-4293 E-mail danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp